

ハンドブック  
ワンポイント  
レッスン

# 知っておきたい規則とルール

## Question

### 応援団には警告（イエローカード）は出せるのでしょうか？

#### 審判規則第20条（警告）の【解説27】には

「競技では、関係者（プレーヤー、部長、監督、コーチ、当該チーム〈ペア〉、応援者の総称）の応援（発声）は、競技の盛り上がりとして認める方向であるが、それが行き過ぎ、不快感となり、プレーに支障があるとアンパイヤーが判断した場合は、第19条の注意の喚起、第20条の警告を適用する。」とありますが、応援団にも警告が適用できるのでしょうか？ 同規則第19条【解説26】との関係から教えてください。

## Answer

#### 審判規則第19条（注意の喚起）【解説26】には

「**応援団等は『関係者』に含まれ、注意の対象となるが、第20条の警告の対象とはならない。**」

若干分かりにくい条文になっていますが、審判規則第20条（警告）の対象となるのはそのマッチが行われているコートのプレーヤー及び団体戦でベンチに入っている部長、監督、コーチ、控えのプレーヤーを指しています。（図の内側の円内）

一方、審判規則第19条（注意の喚起）の対象者は「応援団」を含む関係者全員を指しています。（図の円全体）

その上で、応援団とはコート及びベンチ以外の場所（通路、スタンド等）にいる応援者を指しており、【解説26】により「注意の対象となるが、第20条

の対象とはならない。」としておりますので、応援団（コート以外）は注意の対象となりますが、警告は出せません。

なお、注意を喚起した後も従わない場合は、大会委員長に対処を依頼して下さい。

（大会を総括に管理し、大会運営全般に権限と責任を持つのは大会委員長であり、競技規則、審判規則ではスタンド（応援者）は対象としないが、審判規則第19条のみ例外として、解説26・27を付記したものです。）

